

○環境省告示第六十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

別表第一		一～三（略）		改正後	
整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量		備考	
		（イ）	（ロ）		
二二二 し尿浄化槽 （建築基準 法施行令 （昭和二十 五年政令第 三百三十八 号）第三十 二条第一項 の表に規定 する算定方 法により算 定した処理 対象人員が	（略）	単位一リットルに つきミリグラム		平成十八 年一月三十 日以前に 設置された ものであつ て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の（三）に掲 げるものを	
		(1)	(2)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		
二二二 し尿浄化槽 （建築基準 法施行令 （昭和二十 五年政令第 三百三十八 号）第三十 二条第一項 の表に規定 する算定方 法により算 定した処理 対象人員が	（略）	単位一リットルに つきミリグラム		平成十八 年一月三十 日以前に 設置された ものであつ て、第二欄 により算定 した処理対 象人員が 五、〇〇〇 人以下のも の（三）に掲 げるものを	
		(1)	(2)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		
		(イ)	(ロ)		

2 1

附則

この告示は、公布の日から適用する。

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める化学的酸素要求量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のおりとする。

別表第二 (略)

(略)
五〇一人以上のものに 限る。)
(二)～(五) (略)

除く。に  
あつては、  
第三欄の(1)  
(イ)、(2)ロ及  
び(3)ロの値  
は、それぞ  
れ四〇、四  
五、四〇と  
する。ただ  
し、大阪湾  
及びこれに  
流入する公  
共用水域に  
排水を排  
出するもの  
に係るもの  
にあつて  
は、第三欄  
(3)ロの値  
は、四五と  
する。

別表第二 (略)

(略)
五〇一人以上のものに 限る。)
(二)～(五) (略)

除く。に  
あつては、  
第三欄の(1)  
(イ)、(2)ロ及  
び(3)ロの値  
は、それぞ  
れ四〇、四  
五、四五と  
する。